

# 市原 JC Friendly Club 会則

## 第 1 章 総 則

### （ 名 称 及 び 事 務 局 ）

第 1 条 本会は、市原 JC Friendly Club と称する。

### （ 事 務 局 ）

第 2 条 本会は、事務局を市原市青柳 2 - 3 - 4 ダスキン姉崎内に置く。

### （ 目 的 ）

第 3 条 本会は、一般社団法人市原青年会議所（以下「市原 JC」という）の円滑な事業推進を助けることを目的とする。

### （ 事 業 ）

第 4 条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 市原 JC の援助・応援
- (2) 市原 JC の例会、各種事業への協力、参加
- (3) 本会員の親睦のための事業
- (4) その他前各号の事業を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

### （ 会 員 ）

第 5 条 本会の会員は市原 JC を卒業し且つ本会の目的に賛同する者とする。

### （ 入 会 ）

第 6 条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

### （ 会 費 ）

第 7 条 会員は、次に定める会費を当年度の総会までに納入しなければならない。

- |   |              |
|---|--------------|
| (1) 年度内に 4 5 歳に達する者及び以下の者                   | 3 0, 0 0 0 円 |
| (2) 年度内に 4 6 歳に達する者                         | 2 0, 0 0 0 円 |
| (3) 年度内に 4 6 歳に達する理事長経験者                    | 3 0, 0 0 0 円 |
| (4) 年度内に 4 7 歳に達する者及び以上の者                   | 1 0, 0 0 0 円 |
| (5) 年度内に 4 7 歳に達する理事長経験者（年度内 6 9 歳まで）       | 2 0, 0 0 0 円 |
| (6) 年度内に 7 0 歳に達する者及び以上の理事長経験者（年度内 7 7 歳まで） | 1 0, 0 0 0 円 |

## （ 退 会 ）

**第8条** 次の項目に該当するものは、退会として扱う。

- (1) 退会届を会長に提出し、役員会の承認を得たもの
- (2) 原則として2年間会費を納入しないもの
- (3) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたと役員会が判断したとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 解散したとき

## （ 抛出金品の不返還 ）

**第9条** 退会した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第 3 章 役 員

### （ 役員の種類及び数 ）

**第10条** 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 運営専務 1人
- (4) 事務局長 1人
- (5) 委員 若干名
- (6) 監事 2人

2. 会長が委託することで相談役を置くことができる。

### （ 役員を選出 ）

**第11条** 役員を選出は、会員の互選によるものとし、総会において承認をえるものとする。

### （ 役員任期 ）

**第12条** 役員任期は、3年間とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

### （ 役員職務 ）

**第13条** 会長は、本会を代表し、所務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、予め会長が指定する順序に従いその職務を代行する。

3. 運営専務は、会長及び副会長を補佐し、所務をつかさどる。

4. 事務局長は、本会の運営上の諸事務を担当する。

5. 委員は、本会の運営上の所務を担当する。

6. 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 本会の業務執行状況を監査すること。
- (3) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は役員会の招集を請求し、又は招集すること。

## 第 4 章 総 会

### （ 種 別 ）

第 1 4 条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

### （ 構 成 ）

第 1 5 条 総会は、会員をもって構成する。

### （ 権 能 ）

第 1 6 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 収支決算の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

### （ 開 催 ）

第 1 7 条 定時総会は、毎年 4 月に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 1 2 条第 6 項第 3 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### （ 議 長 ）

第 1 8 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

### （ 議 決 ）

第 1 9 条 総会の議決は、出席会員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2. 前項の場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

## 第 5 章 役 員 会

### （ 役 員 会 ）

第 2 0 条 役員会は、役員をもって構成する。ただし監事は、役員会に出席し意見を述べることができるが議決権を有さない。

2. 会長は必要に応じ相談役を役員会に出席させることができる。ただし相談役は意見を述べるができるが議決権を有さない。

### （ 権 能 ）

第 2 1 条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない本会の業務の執行に関する事項

( 開催 )

第22条 役員会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 議決権を有する役員現在数の3分の1以上から招集の請求があったとき。
- (3) 第12条第6項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

( 議長 )

第23条 役員会の議長は、運営専務がこれに当たる。

## 第6章 資産及び会計

( 資産の構成 )

第24条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

( 資産の管理 )

第25条 本会の資産は運営専務および事務局長が相互牽制しつつ管理する。

( 会計年度 )

第26条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

( 事業報告及び決算 )

第27条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書を作成し、監事の監査を受け、総会において報告しなければならない。

( 附則 )

第28条 本会則は、2022年 1月1日より施行する。